

## 9月は「高齢者福祉月間」です

鶴見区では、高齢者をはじめだれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいます。

## ～つなげ隊にご相談ください!～みなさまのさまざまな思いをお聞きます

地域における身近な相談窓口として専門機関などと連携し、さまざまな生活課題を抱えている人を支援につなげていく**地域福祉コーディネーター**(通称「つなげ隊」)が各地域(小学校区ごと)にいます。お気軽に事務所にご連絡のうえ、お立ち寄りください。

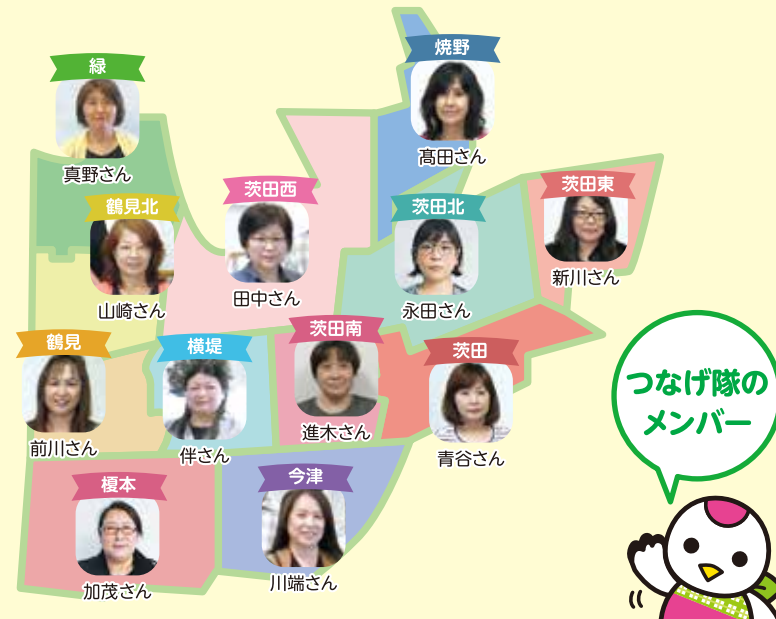
| 地域名 | 活動拠点名        | 電話番号          | 日時        |
|-----|--------------|---------------|-----------|
| 緑   | 緑会館(緑ふれあいの家) | ☎06-7507-1018 | 平日10時～16時 |
| 鶴見北 | 鶴見北公民館       | ☎06-6915-1151 |           |
| 鶴見  | 鶴見公民館        | ☎06-6912-5000 |           |
| 榎本  | 榎本福祉会館横      | ☎06-6965-2123 |           |
| 今津  | 今津会館         | ☎06-6962-7273 |           |
| 茨田南 | 茨田南福祉会館      | ☎06-6913-7200 |           |
| 茨田  | 茨田福祉会館       | ☎06-6912-5900 |           |
| 茨田東 | 茨田東福祉会館      | ☎06-6912-8833 |           |
| 茨田北 | 茨田北福祉会館      | ☎06-6913-8119 |           |
| 焼野  | 焼野福祉会館       | ☎06-6913-9191 |           |
| 茨田西 | 茨田西社会福祉会館    | ☎06-6915-3920 | 平日11時～17時 |
| 横堤  | 横堤福祉会館       | ☎06-7860-3341 |           |

※時間帯によっては不在の時があります。

**問合せ** 鶴見区社会福祉協議会  
(諸口5-浜6-12 鶴見区在宅サービスセンター内) ☎06-6913-7070  
(受付時間:月～金曜9時～19時、土曜9時～17時30分)

## 主な活動

- 住民のみなさまのよろず相談を受け、必要に応じて関係機関へつなぐ
- 住民のみなさまが参加できる「ふれあい喫茶」等の福祉活動への参加
- 回覧板や掲示板を活用したサロン活動、体操などの情報発信 など



鶴見区老人クラブ連合会(シニア・アクティブ・クラブ)からのお知らせ

## 老人クラブで仲間づくりしませんか

## 主な活動内容

- ★健康づくり活動(歩こう会、グラウンドゴルフ、ニュースポーツ、毎月2回緑地でウォーキングなど)
- ★仲間づくり活動(演劇鑑賞、旅行会、カラオケ、囲碁・将棋など)
- ★友愛活動(米寿・百歳のお祝い、寝たきりの方への訪問など)
- ★奉仕活動(全国一斉清掃活動の取組み、子どもの見守り活動など)

60歳以上の方なら  
どなたでも大歓迎!  
まずはお気軽に  
ご参加ください!

**問合せ** 鶴見区老人クラブ連合会(横堤5-5-51鶴見区老人福祉センター内)  
☎06-6912-3351 ☎06-6912-6130  
(受付時間:月～金曜9時～16時30分)

100歳のご長寿  
おめでとうございます

鶴見区では今年度(令和8年4月から令和9年3月まで)、**28名の方**が100歳になられます(令和8年8月1日時点)。100歳を迎えられる方々を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに敬意を表すため、内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈呈されます。対象となられる方には、別途ご案内を送付いたします。

**問合せ** 保健福祉課(高齢者支援)  
1階⑩番  
☎06-6915-9859



## 「成年後見制度」をご存じですか?

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、契約や預貯金の管理などを自分で行うことが難しくなることがあります。成年後見制度は、そのような方の権利や財産を守り、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

## ★法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなった方を対象に、家庭裁判所が成年後見人などを選任する制度です。成年後見人などは、本人の意思を尊重しながら、預貯金などの財産管理や介護・福祉サービスの利用契約、施設入所契約などの手続きを支援します。

## ★任意後見制度

将来、判断能力が低下した場合に備え、判断能力が十分あるうちに、本人があらかじめ信頼できる人(任意後見人となる人)と契約を結び、支援してもらう内容を決めておく制度です。

成年後見制度は、財産を守るだけでなく、悪質商法などの被害を防ぎ、本人の権利を守る大切な役割も担っています。

「親の将来が心配」「一人暮らしの家族のお金の管理に不安がある」「自分の将来に備えたい」など、気になることがありましたら、一人で悩まず早めにご相談ください。

成年後見制度について詳しく知りたい方や利用を検討されている方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまたは総合相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

## 相談窓口

| 担当地域              | 名称・電話番号                          |
|-------------------|----------------------------------|
| 茨田南・茨田・茨田東・茨田北・焼野 | 鶴見区地域包括支援センター<br>☎06-6913-7512   |
| 緑・鶴見北・鶴見・茨田西・横堤   | 鶴見区西部地域包括支援センター<br>☎06-6913-7878 |
| 榎本・今津             | 鶴見区南部地域包括支援センター<br>☎06-6969-3030 |

下記の地域の方は、総合相談窓口でも相談できます。

| 担当地域   | 名称・電話番号                              |
|--------|--------------------------------------|
| 茨田南・茨田 | 茨田総合相談窓口((特養)ファミリー)<br>☎06-6915-1717 |
| 茨田東    | 茨田大宮総合相談窓口(ちどり)<br>☎06-6914-7711     |

これらの制度について詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら▶



**問合せ** 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番 ☎06-6915-9859